

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市人権教育集会所の利用許可の取消し
根拠条例・規則等名		さいたま市人権教育集会所条例
条 項		第9条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 人権教育推進室 (電話：048-829-1708)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。 (2) 利用許可の条件又は職員の指示に違反したとき。 (3) 管理上特に必要があると認められるとき。 (4) 条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
	設定等年月日	平成 17 年 3 月 25 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		